

第2次募集

令和7年度 北海道北見工業高等学校 募集要項

1 募集学科・人員

学 科	電子機械科	電 気 科	建 設 科	計
募 集 人 員	18 名	24 名	19 名	61 名

2 出 願 資 格

出願することのできる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条の規定に基づき、次のいずれかに該当する者であること。

- (1) 中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業した者（令和7年（2025年）3月末日までに中学校、これに準じる学校又は義務教育学校を卒業する見込みの者を含む。）
- (2) その他「令和7年度（2025年度）道立高等学校入学者選抜の手引」に示された者
ただし、次の者の出願は認めない。
ア 当初の入学者選抜において合格している者（合格者で入学しない旨の意思表示があった者を含む。）
イ 推薦入学者選抜又は連携型入学者選抜において、面接を欠席した者又は合格内定後入学確約書を提出しなかった者

3 出願できる学科

出願できる学科は、上記1の学科のうち、一の学科に限るものとする。ただし、次の場合は、「第2志望」又は「第3志望」を認める。

- (1) 第2志望
本校への出願において、本校に置かれている他の学科を第2志望とする場合。ただし、志望しない場合は、「第2志望」の欄に斜線を引くこと。
- (2) 第3志望
本校への出願において、第1志望及び第2志望の学科以外に、出願しようとする本校に置かれている他の学科へ入学を併せて希望する場合。ただし、志望しない場合は、「第3志望」の欄に斜線を引くこと。

4 出 願 の 受 付

出願書類の受付期間及び受付時間は、次のとおりとする。

受 付 期 間	受 付 時 間
令和7年3月21日（金）～ 令和7年3月24日（月） （日曜日及び土曜日を除く。）	9：00～16：30

（裏面に続く）

第2次募集

5 出 願 の 手 続

- (1) 出願者は、受検（出願）証明書交付願（別記様式17）を中学校長を経由して、さきに受検した高等学校長に提出すること。（当初の入学者選抜において出願しなかった者を除く。）。
- (2) 受検（出願）証明書交付願の提出を受けた高等学校長は、受検（出願）証明書（別記様式18）を当該出願者に交付するとともに、速やかにその者の学力検査成績証明書（別記様式19）を本校校長に送付すること。
- ※ 当初の入学者選抜（本検査及び追検査）において学力検査を受けなかった者又は定時制の課程に出願した者については、受検（出願）証明書交付願及び受検（出願）証明書の手続のみを行うこととし、学力検査成績証明書の送付は要しないこと。
- (3) 出願者は、以下の①～④の書類を、中学校長を経由して、本校校長に郵送ではなく直接提出すること。
 - ① 入 学 願 書：学校教育局学力向上推進課のウェブページから様式をダウンロードし印刷した上で、必要事項を記入すること。（現住所については、合格通知書等の確実な到着を期するため、「〇〇方」、「〇〇マンション〇〇号室」等詳細に記入すること。）また、備考欄に連絡先の電話番号を記入すること。
 - ② 入 学 検 定 料：2,200円分の北海道収入証紙を入学願書所定欄に貼り付けること。
 - ③ 写 真 台 紙：出願前6か月以内に上半身を正面から撮影した写真（縦7cm・横5cm）を写真台紙（別記様式1）に貼り付けること。
 - ④ 受検（出願）証明書：さきに受検した高等学校長から交付されるもの。ただし、当初の入学者選抜において出願しなかった場合を除く。
- (4) 上記(1)及び(3)において、成人の出願者が書類を提出する場合は、中学校長を経由せず、直接本校校長へ提出すること。
- (5) 中学校長は、個人調書を令和7年（2025年）3月25日（火）までに本校校長に送付すること。
- (6) 入学願書を受け付けた際に、出願者に受検票を交付すること。

6 入 学 者 の 選 抜

- (1) 面接試験日 令和7年（2025年）3月26日（水） 9:00 ～
本校で実施するため、8:30 ～ 8:45に来校し、職員玄関にて受付すること。
- (2) 学力検査を受けていない出願者には、面接と合わせて作文試験を実施すること。

7 合 格 発 表

- (1) 令和7年（2025年）3月27日（木）までに本人に通知すること。
- (2) 電話による合格発表の問い合わせには応じられないこと。

8 そ の 他

- (1) 受検票は、願書受領時に交付すること。
- (2) 入学後に学科の変更はできないため、慎重に受検学科を選択すること。
- (3) 本募集要項に記載されていない事項については「令和7年度（2025年度）道立高等学校入学者選抜の手引」によるものとする。
- (4) 不明な点は、中学校長を経由して本校教頭まで問い合わせること。